

## 中央区自治協議会の委員の公募に関する要領（案）（新旧対照表）

新	旧	備考
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、<u>新潟市区自治協議会条例（平成19年新潟市条例第74号）に基づき中央区に設置する、中央区自治協議会の委員の公募について、必要な事項を定める。</u></p> <p>(公募委員人数)</p> <p>第2条 <u>中央区自治協議会に公募委員を置く。</u></p> <p>2 応募者がいない場合又は選考の結果適任者がいなかった場合は、<u>公募委員は、欠員とすることができる。</u></p> <p>(応募資格)</p> <p>第3条 公募委員により委員に応募できる者は、<u>委員委嘱予定日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本市が設置する他の附属機関等の委員で<u>は</u>ない者</p> <p>(3) 本市の職員及び市議会議員で<u>は</u>ない者</p> <p><u>(4) 中央区自治協議会の公募委員として、過去に2期活動したことのない者</u></p> <p>(応募方法)</p> <p>第4条 応募者は、<u>住所、氏名、電話番号、生年月日及び性別を記載したものに作文及び活動歴を添えて、郵送、ファックス、E-mail等により応募するものとする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、<u>新潟市区自治協議会条例（平成19年新潟市条例第74号）に基づき中央区に設置する、中央区自治協議会の委員の公募について、必要な事項を定める。</u></p> <p>(公募委員人数)</p> <p>第2条 <u>中央区自治協議会の公募委員は、必ず選任するものとする。</u></p> <p>2 応募者がいない場合又は選考の結果適任者がいなかった場合は、<u>公募委員は、欠員とすることができる。</u></p> <p>(応募資格)</p> <p>第3条 公募委員により委員に応募できる者は、<u>委員委嘱予定日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本市が設置する他の附属機関等の委員で<u>ない</u>者</p> <p>(3) 本市の職員及び市議会議員で<u>ない</u>者</p> <p>(応募方法)</p> <p>第4条 応募者は、<u>住所、氏名、電話番号、生年月日及び性別を記載したものに小論文及び活動歴を添えて、郵送、ファックス、E-mail等により応募するものとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読点の整理</li> <li>・第2項との整理による文言の修正</li> <li>・読点の整理</li> <li>・字句の修正</li> <li>・字句の修正</li> <li>・応募条件の追加（明確化）</li> <li>・字句の修正及び読点の整理</li> </ul>

